

議提第 4 号

白石市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第 1 1 2 条及び白石市議会会議規則第 1 3 条の規定により提出します。

平成 2 7 年 6 月 2 6 日

提出者 白石市議会議員 山 谷 清

賛成者 白石市議会議員 大 野 栄 光

〃 〃 伊 藤 勝 美

〃 〃 水 落 孝 子

〃 〃 四 竈 英 夫

〃 〃 山 田 裕 一

〃 〃 大 町 栄 信

白石市議会議長 保 科 惣 一 郎 殿

白石市議会委員会条例の一部を改正する条例

白石市議会委員会条例（昭和42年白石市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項各号を次のように改める。

(1) 総務産業建設常任委員会 9人

総務部、産業部、建設部、会計課、上下水道事業所、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項

(2) 厚生文教常任委員会 9人

民生部及び教育委員会の所管に属する事項

附 則

この条例は、平成27年7月31日から施行する。

白石市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(<u>常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管</u>)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>総務産業建設常任委員会 9人</u>  <u>総務部、産業部、建設部、会計課、上下水道事業所、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</u></p> <p>(2) <u>厚生文教常任委員会 9人</u>  <u>民生部及び教育委員会の所管に属する事項</u></p> <p>— — — — —</p> <p>— — — — —</p> <p>— — — — —</p>	<p>(<u>常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管</u>)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>総務財政常任委員会 6人</u>  <u>総務部、会計課、監査委員及び選挙管理委員会の所管に属する事項</u>  <u>その他、他の常任委員会の所管に属しない事項</u></p> <p>(2) <u>建設産業常任委員会 6人</u>  <u>建設部、上下水道事業所、産業部及び農業委員会の所管に属する事項</u></p> <p>(3) <u>教育民生常任委員会 6人</u>  <u>民生部及び教育委員会の所管に属する事項</u></p>